

タイ・日本企業間コラボレーション支援（ウェルネス分野）

専門家公募について

2012年7月2日

独立行政法人日本貿易振興機構

副理事長 横尾 英博

日本貿易振興機構（ジェトロ）は、タイ企業と日本企業との間でのコラボレーションを支援する事業を実施しています。このたび、ジェトロとタイ国政府商務省国際貿易振興局（DITP）とが選定した「タイ・パートナー候補企業」（以下「候補企業」）を訪問し、個別評価する専門家1名の派遣を予定しています。今回はウェルネス分野における、スパやリゾート等の施設・サービスを展開する企業を対象とします。

ご関心のある方は下記公募内容をご確認のうえ、ご応募ください。

記

1. 業務内容

候補企業の日本企業とのコラボレーション（日本からの投資受入、業務提携、オリジナルスパ製品の開発等）の実現にむけて、各施設の現在の特色、観光客を含む施設利用者誘致のセールスポイント、今後目指すべき方向性等を、スパ・リゾート施設等を訪問し調査および提案する。

調査結果および提案内容をまとめ、今後ジェトロが日本企業へ情報発信をする際に活用する。また、タイと日本企業間コラボレーション促進のためにジェトロが開催する国内セミナーにて報告する。

主な業務の詳細は次のとおり。

（1）タイでの業務：8月5日～11日（予定）

<可能性調査とビジネスモデルの提案>

- ① 調査項目：(i) 施設の特長、(ii) 施設を国際的レベルに到達させるために必要な措置、(iii) 施設の利用対象者のセグメンテーション、等を含める。
- ② ①の内容をふまえ、各施設のビジネスモデルを検討する。
- ③ 報告書の作成：上記①、②に加え、各施設への投資や業務提携、オリジナルのスパ製品開発等に関心があると思われる具体的な日本企業の提案、を含める。
- ④ その他本事業遂行に必要な業務。

（2）国内での業務：8月下旬（予定）

<情報発信セミナーにおける講演（於：東京ほか）>

- ① 現地調査結果を日本企業に対して発信する。(1回以上)
- ② その他本事業遂行に必要な業務。

2. 対象企業

スパ・リゾート等の施設・サービスを展開する候補企業：4社程度（タイ北部、東北部等）（予定）

3. 派遣先国・地域（予定）

タイならびに、国内各所（東京ほか）

4. 募集人数

1名

5. 派遣形態

ジェットロと本人（もしくは所属企業・団体等）が専門家派遣協定書を締結する業務委託方式

6. 業務従事期間（予定）

- (1) 国外業務 2012年 8月 7日間程度
 - (2) 国内業務 2012年 帰国後 1～2回程度 セミナー講師
- 業務従事時期、期間、回数は変更の可能性があります。

7. 応募資格

(1) 必須条件

- ① 事業に必要とされる専門性と応募者の専門分野が合致していること。
- ② 当該専門分野での業務経験が3年以上であること。
- ③ 事業へ積極的に参加する姿勢があり、自分の能力発揮に意欲的であること。
- ④ 健康状態が良好であり、業務を遂行する上で支障がないこと。
- ⑤ 本応募に関し、所属先がある場合は所属元の了解が得られていること。
- ⑥ 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- ⑦ 本事業及び他ジェットロ事業で派遣実績のある場合、派遣期間中に指導内容、指導姿勢等に重大な問題、または事務手続き、業務報告等に重大な問題を起こしていないこと。

(2) 選考にあたっての評価ポイント

- ① 当該分野における、高度な専門的知見の有無。
- ② 当該専門分野での調査経験の有無。
- ③ 当該分野におけるマーケティング提案の経験の有無。
- ④ 日常会話程度の英語力があること（ただし派遣中は日本語・タイ語の通訳を配置する）。
- ⑤ 当該分野に関わる日本およびタイの市場の動向把握の有無。

8. 待遇

<国外業務>

ジェットロの規程に基づく宿泊費、日当および、謝金（20,000 円/日）を支給、また本邦・当該国の都市間航空券（往復）を現物支給する。

<国内業務>

ジェットロの規程に基づく宿泊費、交通費、日当および、謝金（セミナー時間に基づく）を支給する。

9. 応募方法・選考手続き

- (1) 応募必要書類（①、②）にご記入の上、2012年7月17日（火）12:00までに下記のアドレスに電子メールで提出（郵送の場合は必着）のこと。
- (2) 書類選考の後、面接（日時は別途調整）を経て採否を決定する。なお面接に係わる交通費は支給しない。
- (3) 選考結果については採否のみを応募者本人に通知する（採否理由は開示しない）。また提出書類は返却しない。

10. 応募書類

履歴書（応募書類①、②）

※専門分野や関連業務の経験などを総合的に判断した上で選定しますので、できるだけ詳細に記入をお願いします。

11. 応募期間

2012年7月2日（月）～ 2012年7月17日（火）12:00 必着

12. 個人情報の取り扱い

この公募に関してご記入いただいた個人情報は、専門家選考および派遣手続きのために利用します。

13. 添付書類

応募書類①、②

14. 応募先・担当部課

ジェトロ 途上国貿易開発部アジア支援課（担当：田辺、阿部）

E-mail : teb@jetro.go.jp

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

※電話、FAX でのお問い合わせは受け付けませんのでご了承ください。

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報(法人のウェブサイト等)で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)